



ふなはし

議会だより

No.12/12月議会号

平成28年1月28日発行



学童保育室を望む

完成



着工前



● 横断歩道完成	1
● 12月定例会一般質問	2~7
討論	8
審議の結果	8



一般質問とは、行財政全般にわたる議員主導による政策の議論です。

5人が村政を問う

問 防災力向上のための取組みは？

答 防災意識の普及・啓発を図り

安全・安心なまちづくりを進める

竹島 貴行 議員



問① 9月6日の防災訓練の総括と反省会の結果は？

答① 村長 住民避難訓練では、前回平成22年に実施した防災訓練で

村の職員や消防団員が一次避難所から二次避難所への避難誘導を

難所への避難誘導を行ったが、今回は住民の皆様自らが二次避難所である舟橋小学校へ避難する訓練を実施し、事前に想定していたタイムスケジュールどおり避難が完了している。

また、陸上自衛隊と村日赤奉仕団が連携した炊き出し訓練では、必要な食材等は全て日赤奉仕団の方で準備し、訓練当日は陸上自衛隊と協力し、参加者

全員にカレーライスを配食していただいた。このように、今回の防災訓練は、災害時の「自分の身は自分で守る」という自助意識を改めて啓発し、実際の行動に移すことができたことを確認している。

問② 11月25日の総務省消防庁が全国瞬時警報システム一斉訓練の実施時には、村の防災行政無線が正常に作動し、訓練放送がなされたか、そしてテスト放送の情報が住民へ確実に伝わったことを確認したか？

答② 村長 Jアラート(全国瞬時警報システム)の全国一斉情報伝達訓練について、役場庁内放送及び村内4箇所(避難所)に設置した防災スピーカーが、訓練当日の午前11時に正常に自動起動し、テスト放送がなされたことを確認しているが、風向きや天候、各住宅の仕様や

ご家庭内の状況等の要因から緊急告知が全ての住民に伝わるものであるとは思っていない。

問③ 情報は相手に伝わって初めて情報としての価値が出る。自治体の使命は住民の安心・安全を守るということが根底にある。緊急時に住民の自助を促すため、情報の確実な伝達は必要不可欠である。

舟橋村が整備している情報伝達手段には、先に申し上げた防災スピーカー、緊急速報メール、広報車の他、各携帯電話会社から送信される緊急地震速報、ご指摘の「eネットふなはし」がある。「eネットふなはし」は、災害時に村が送信したメールを、パソコン



9月6日防災訓練(初期消火訓練)

緊急とは、重大で、即座に対応しなければならぬことだが、その実践手段として防災ラジオの導入、村の緊急メール受信者を増やすこと、そして防災スピーカー設置個所を増やすこと等、色々考えるが、村は早急に、かつ確実に緊急情報を住民へ伝える仕組みを構築し、安心・安全な舟橋村を創っていくべきと考えるが、村長の考えは？

緊急とは、重大で、即座に対応しなければならぬことだが、その実践手段として防災ラジオの導入、村の緊急メール受信者を増やすこと、そして防災スピーカー設置個所を増やすこと等、色々考えるが、村は早急に、かつ確実に緊急情報を住民へ伝える仕組みを構築し、安心・安全な舟橋村を創っていくべきと考えるが、村長の考えは？



防災ラジオ

防災スピーカー



オレンジパーク舟橋 国重地区 古海老江地区 舟橋地区

コンや携帯電話等で受信することができ、今後、広報等でPRしていきたい。

一方、気象庁が配信する携帯電話の緊急速報メールでは、従来、地震や津波の情報に限られていたが、去る11月19日からは、新たに大雨、暴風、大雪、噴火などの特別警報も配信されている。

次に、防災スピーカーの増設の計画はない。スピーカーからの音声は、前述のとおり気象条件等により、全てをカバーすることは困難である状況は変わらないと考えられる。

「舟橋村が日本一安心・安全な自治体と言われる取組みをしたら」とのご提言に同感するものであり、今回は参加機関ごとに訓練項目が異なることから、参加機関が一堂に会する反省会は開催せず、訓練後に聞き取りを行い、当方で総括している。住民に対し迅速かつ的確に情報を伝える更なる体制を構築していく。

一方、住民の皆様にも、自助意識をさらに高めていただくよう、防災意識の普及・啓発を図り、安全・安心なまちづくりを進めていきたいと考えている。

問 防災訓練について問う
答 「自分の身は自分で守る」意識の普及・啓発が重要な訓練目的



川崎和夫 議員

議員 舟橋村は幸いにして災害も無く、非常に恵まれた環境にある。

災害は忘れた頃にやってくるとうまく言うが、時間の経過とともに人の記憶も風化していきやすいものだと思う。

防災訓練をなぜするのか、なぜしなければならないのか、それは

災害に備えて事前の準備と防災意識をいかにして高めるかである。

去る9月6日に実施された富山県総合防災訓練について、

①舟橋村防災計画と訓練に参加した団体との連携情報伝達のあり方についてはなかつたか。

②自治会(自主防災会)への情報伝達のあり方についてはなかつたのか、問題はなかつたのか。

③災害における情報伝達とJアラートの効果の検証と課題について

④各地区における要援護者の安否確認と個人情報管理と取り扱いについて

⑤二次避難後の本部の対応については、災害訓練に対する緊張感に欠け、もっと危機感を持つ実践的な訓練にするべきではなかつたか。



9月6日防災訓練 (総括)

か。

⑥富山県総合防災訓練が終了した後、参加した住民にアンケートを取り参加した団体との反省会をなぜ実施しなかつたのか。

訓練についてのまとめとして問題点、課題を整理して自治会、社会福祉協議会、消防関係、赤十字奉仕団等と問題点を共有し、次の訓練時のために備えていくことが住民の安心・安全を守るために必要ではないか。

総務課長 9月6日の富山県総合防災訓練において、災害対策本部では、職員3名が分担して、各自自治会長の携帯電話に連絡し、情報伝達を行っている。

今回の防災訓練においては、住民避難訓練を実施することで、住民の皆様が自主的に一次避難所の設置・運営訓練を行うこと、及び、二次避難所への避難を行っていただくことで地元地区から二次避難所へのルート確認を行っていただく等、各自が「自分の身は自分で守る」という自助意識を改めて自覚し、防災意識の普及・啓発を図ることが最も重要な目的の一つであった。「eネットふなはし」や緊急速報メール等も重要な情報伝達方法であると認識している。

また、災害時におけるJアラートの検証と課題については、対応した村内4箇所のみならず、スピーカーからの音声は、風向きや天候、各住宅の仕様やご家庭内の状況等の事情がある

ため、全てをカバーすることは困難であると考えている。

要援護者の安否確認について、本村が作成した「災害時要援護者登録台帳」は、各民生委員、児童委員にもお配りしている。実際の災害時においては、一次避難所を運営されている自治会長と、地区担当の民生委員、児童委員が連絡を取り合っており、要援護者の安否を確認することが想定される。

今回の訓練においては、自治会長にご連絡させていただいた。二次避難所到着時、避難経路の確認や



9月6日防災訓練（ボランティアセンター立ち上げ）

道路、構造物等の報告、また避難して来た方の人数や年齢構成等の報告について、先にも述べたとおり、今回の訓練は限られた時間で多数の機関の協力を得て、多項目の訓練を同時に実施している。また、各自治会からの二次避難所到着時間が一時的に集中したこともある。万が一の事態には、二次避難所到着時に避難経路における状況の聞き取りや、避難した方の状況報告を求めることになる。

今回の防災訓練では、災害時の「自分の身は自分で守る」という自助意識を改めて啓発し、实际行动に移すことができたと思括している。



9月6日防災訓練（炊き出し）

問 村の名所旧跡のPR方法は、村史に基づき村ホームページで順次情報公開する

吉川 孝弘 議員



議員 来年度の4月頃、3部目となる舟橋村史が発行される運びとなり、どんな仕上がりになっているのか楽しみにしているところだが、舟橋村の名所旧跡を見たいと思っても、例にあげると小平遺跡（舟橋地鉄高架橋の西方）や仏生寺城跡（アルプス農協舟橋出張所から南部周辺一

帯）は、村の紹介や資料の中に出ていても、現地へ見に行ったら確認できないのが現状である。

現地に遺物等を見ることができると、説明書きの立て看板のような物を作ってはいかがか。

名所旧跡の説明などがあれば、子どもたちが村の歴史を感じてもらえたり、北陸が全国的に注目されているなか、散策目的の一つになったり、村の健康

構想の一環として、ウォークラリーなどで旧跡めぐりに使えるのではないかと。村当局の意見を伺いたい。

教育長 平成24年度から進めている舟橋村史編纂作業の進捗状況の報告等については、折りに触れ情報発信をしており、新聞等でも何回か取り上げられた。また、昨年6月から「広報ふなはし」に掲載している「村史に拾う」のコーナーで連載している。

立て看板の提案については、「文化的価値や考古学的価値の高いものを整備しわかりや



天神堂古墳（竹内地区）

すくして、児童生徒や村民に関心を高めてもらうことにより、それらの基本的価値を次世代に伝達していく」ことの重要性・必要性は十分に認識している。村誌編纂を通して村民の皆様の村の歴史や史跡等についての興味・関心の高まりの中で保存活用に対する理解も深まっていると思う。地域住民の方々が、案内板や説明文などの製作や設置などに直接参加していくならば、史跡等を通した村づくりに大きな役割を果たすかもしれない。しかし、それらの設置にあたっては、設置場所ひとつにしても所有者はだれか、私有地か否か等。

また、掲示内容・経費・維持管理方法等、慎重に検討しなければいけない課題がいくつもある。まずは、村史編纂の過程で調査、研究された村の歴史事実に基づき、村のホームページ



広報ふなはし「村史に拾う」

上にわかりやすい形で順次公開し、専門家の助言を得ながら、紙ベースでの史跡マップを作成し学校などで活用してもらったり案内板の設置など改めて検討していく。

さらに、このことが村民にとってふるさとに対する新たな発見、村内外の人との出会いと交流に結びつくなど、地域の活性化に役立てるよう尽力していく。

問

高齢者にやさしい生活環境の整備について問う

答

地方鉄道定期券補助については調査・研究する!!

秋 弘 議員

森



援家族の地域での交流と見守り、③アットホーム的な居場所、④健康麻雀等団らんの場の質問等々。

答弁は、「高齢者の、悩みを解消できる環境づくりが最も大切であり、住民自身が生涯にわたり生きがいを持つためには、健康であり、地域の中に居場所や生きがいを見つけることができる受け皿が必要であるが、「買い物等、村外ニーズが高

議員 世の中、高齢化社会に突入。高齢者にとっては、元気で、楽しく、愉快地に、自由に過ごすために、種々の施策が重要であり、考えてゆかねばならない。施策の質問は、「古くて新しい問題」であり、過去には、①買い物弱者の対応、②要支



舟橋駅に止まる地鉄電車

いが、満足できるサービスを実施しているとは言えない。」「今後は、社会福祉協議会と連携を図りながら、高齢者にとって利便性の高いサービスを検討する。」とも答弁。免許返納者、あるいは、保持しているが交通が混雑していると思われる道路の走行が困難な方等は、公共交通機関である富山地方鉄道（地鉄）を利用するしかない現状の中、地鉄を利用したいと思う高齢者が増えてくると考える。

そんな中で、舟橋駅から富山市・立山町・上市町に動く手段は、地鉄に乗り移動せざるを得なくなる。さて現在、割安定期券を発行している近隣の富山市の場合、対象は65歳以上であり、その年の途中で65歳に達するものを含み、運賃は、100円である。定期券は、1年間有効であり、定期券購入時

ヨーヒーブレイク

舟橋駅前のイルミネーションをぼんやりと見ているきれいだ。青白く光る様子はまるで幻想の世界だ。しかし、点滅する光の動きは、現実の世界に呼び戻す。この現象が好きた。

冬の風物詩 各地のいたるところで点灯している。近年のイルミネーションは工夫されている。いろんな形状をして、「チカチカ」光る電飾は、人の心を癒してくれる。

赤・青・黄・多色の色がそれぞれまけじと幾何学的に点灯・点滅する。この幻想の世界がなんともいえない。光の輝きは、それぞれに自分の役割を果たし点灯している。見れば見るほどその世界に吸い込まれていく……！

そして、人の心も温かくして、少々の雪が降ってれば、もっと神秘的であったかも……！

(12月25日の状況)



そこで、舟橋村も「お

でかけ定期」のようなシステムを導入し、63歳以上の人を対象とし、舟橋駅を拠点とした近隣市町電鉄富山駅間・上市駅間・五百石駅間まで、それぞれ乗車できる100円定期券、例えば、「にこにこでんしゃ定期券」なる定期券を考えてはどうか。

高齢者が気楽に近隣都市に行って買い物をする。歩くことは、健康にもつながり、地方創生の戦略にもつながると考えるがいかがか？

生活環境課長 本村には徒歩圏内に商業施設や専門の医療機関がないことや公共交通機関も地鉄を利用するしかない現状から、買物等への移動手段には、車が必要不可欠であることは事実であり、将来的に車の運転が出来なくなつた場合に不安を抱える声が多くあつ

た。

このため本村では、高齢者が外出する交通手段の支援施策として、平成22年7月より、65歳以上の方が運転免許証を自主返還した場合に月額4000円を5年間支給する「高齢者運転免許自主返還者生活支援事業」を実施している。

また、平成26年4月より、舟橋村社会福祉協議会では、日常的な買い物代行を行う等の「生活支援サービス」や運転ボランティアによる「外出支援サービス」を実施している。しかし、外出支援サービスの利用範囲は、道路運送法の諸規定で、村内に限定されているのが現状である。



ご提案いただいた、

地方鉄道定期券補助については検討していくが、ニーズの高い買い物施設や医療機関は、地方鉄道沿線に立地していないこともあり、地鉄駅から目的地までの2次交通に課題が残る。

また、県内外の事例を調査研究しているが、自治体境界を超えるサービスの実施事例が無いことから、対応策は具体化していないが、高齢者交通手段対策が、コミュニティビジネスやソーシャルビジネスとして対応できないか、創業支援も含めて金融機関と検討を進めているところである。

高齢者の外出支援事業は、本村にとって重要なサービス施策であるので、今後も継続して、県内外の事例等を十分に調査研究し、効率性並びに利便性の高いサービスを目指し、関係機関と協議を進めていきたい。

問

子どもの医療費助成は所得制限の撤廃・高校生まで無料化の予定はない

田村 馨 議員



環太平洋連携協定 (TPP) について

議員 舟橋村の第一次産業である農業は、稲作を中心とした経営形態が多数を占めており、今後も村の基幹産業としての農業は守っていかなければならない。

今回のTPPでの大筋合意の内容では舟橋村の基幹産業でもある農業に大打撃を与えて



舟橋村の基幹産業「農業」

しまし、先の国会決議にも明白に違反している。

そこで、次の4点について問う。
①国会決議と今回の大筋合意についての村長の見解は？
②TPPによる、村の農家への影響や対策関連の情報収集や対策を、今後どのように進めるのか？
③TPP対策協議会等を設置し、国や県の事業との連携を強化する考えは？
④舟橋村の農業の未来像をどのように描いていくのか？

村長 TPP環太平洋連携協定については、本年10月5日に大筋の合意にたどり着き、世界の国内総生産（GDP）の約4割を占める日本を含めた12カ国の巨大な経済圏が今後、国会の承認のもとに誕生することになる。

日本に関して言えば、現在、9018の

貿易品目のうち、95%の8675品目の輸入関税が撤廃されることになり、一挙に自由化が進むことになる。

また、域内のサービ
スや投資、金融サービ
スなどについても自由
化が進められる。資本
力や国際競争力のある
製品開発技術、知的財
産を有する工業先進国
は、市場開放によって
経済を大きく活性化さ
せるチャンスを得るこ
とになる。

TPPの大筋合意に
ついては、日本経済の
成長を促すということ
では賛成であるが、農
業分野では農産物の価
格引き下げや生産量の
減少を引き起こし、更
に当該作物を生産する
農家は収入減などの影
響を受けるといふ懸念
があることは事実であ
る。

農業経営力を強める
ことが、最も重要なこ
とであり、いかに成長
産業へシフトしていく
のが喫緊の課題であ
る。

農業経営者の経営イ
ノベーションを支援す
る政策が必要だと考え
ている。

そして、集落営農組
織の法人化の促進や大
型機械の導入助成等の
支援対策強化に加え、
お米の消費拡大や県外
への販路拡大等を図っ
ていきたいと考えてい
る。

また、TPP対策協
議会等の設置について
は、政府が来秋までに
取りまとめる「政策大
綱実現のために必要な
政策」を踏まえ、国、県、
農業関係者との連携は
重要なことであり、将
来の農業ビジョンにつ
いては、地産地消の普
及により、安定した経
営基盤の確立を目標と
する将来像を描いてい
る。

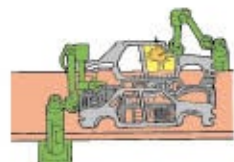
子どもの医療費助成制度の拡大

議員 子どもの医療費

助成制度は、子育て世
代を応援し、少子化に
歯止めをかける重要な
制度として、また、す
べての子どもたちの健
康を等しく守る、とい
う重要な役割を果たす
制度であり、本村でも
中学校卒業までの子ど
もの医療費の無料化が
実施されている。

そこで、次の2点に
ついて問う。

①舟橋村では現在、未
就学児・小学生・中学
生のいずれも医療費の
助成を受ける際に所得
制限があるが、乳幼児
を含む医療費助成制度
の所得制限の撤廃の実
現は可能か？
②現在、中学校卒業時
まで無料化されている
医療費を、高校卒業時
まで無料化を拡充する
考えはあるか？



生活環境課長

本村の
医療費助成制度の助成
対象については、平成
22年4月から小学生ま
で、平成25年4月から
は中学生までの医療費
助成を所得制限付きで
実施している。

本村でも、今
年4月から、保
育料の第3子
以降の無料
化や子育て

て支援センター
の開設、さらに6月か
ら保育所で英会話教育
を実施している。

また、来年度からは、
保育所の民営化や学童
保育施設での開設時間
の延長等、子育て環境
の充実を促進している
ところであるが、本村
のような財政力の弱い
自治体では過剰なサー
ビスとなり、それぞれ
の自治体が身の丈に
合った独自色を出し、



賑わう子育て支援センター

ていくことが最も重要
であると考えている。
しかし、出生率向上
には、地域住民の支え
合い機能が影響する
という調査結果がでて
いるので、もう1人子
供を産みたくなる地域

環境を創ることが最も
重要なことであり、そ
れが舟橋村の地方創生
である。
また、ご提案いただ
いた医療費助成制度の
所得制限の撤廃並びに
医療費の高校生までの
無料化については、現
在、実施する予定はな
い。

※1月1日から各常任
委員会の名称、所管
が変わります。

【総務教育常任委員会】

○所管…役場総務課・
教育委員会の所管

に関する事項、他
の常任委員会に属
しない事項

○委員…旧総務常任
委員が引き続き審議
を行います

【産業厚生常任委員会】

○所管…役場生活環
境課の所管に関す
る事項

○委員…旧産業建設
常任委員が引き続き
審議を行います。



本会議

討 論

舟橋村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例制定の件

賛 成



自由民主党
川崎 和夫

マイナンバー制度の導入は、国家挙げの一大プロジェクトであり、既に多額の予算が投じられております。

今年6月議会においても舟橋村のマイナンバー制度に取組む件については議員

反 対



日本共産党
田村 馨

私は、日本共産党舟橋村議会議員として、反対の討論を行います。

①情報漏えいの危険性
②適用範囲の拡大
③制度の実施によって、膨大な経費がかかる。
④中小・零細企業への大きな事務負担増などの問題点があります。

諸氏の賛成により、制度へ取り組むためのシステム改修やシステム整備に関する補正予算案に対して賛成議決したという責任があります。今回の条例制定は、法律の定めのない各種医療費助成などにおいてマイナンバーを利用できるようにするものであり、このことにより手続き効率化などが図られ、さらなる住

国は行政手続きが円滑になるとPRしていますが、情報を集めるほど、ひとたび情報の漏えいが発生した場合の被害は莫大なものとなり、そのリスクの方がはるかに大きいといえます。

また、2万6千通もの通知カードが各世帯に届いていないと言う現状もありますので、来年1月か

らの舟橋村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例制定については、延期と見直しを求めます。そして対象とする情報を広げず、改めて情報漏えい対策の更なる強化を求めて、討論を終わります。



- 【常任委員会】**
総務、産業建設両常任委員会において、左記①～⑤の付託案件を、全会一致でそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決した。(⑥は委員会付託なし)
- 【本会議】**
①舟橋村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例制定の件 ■可決(賛成6、反対1)
②地域再生法で定める地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例制定の件 ■可決(賛成7)
③舟橋村税条例一部改正の件 ■可決(賛成7)
④平成27年度舟橋村一般会計補正予算(第4号) ■可決(賛成7)
⑤平成27年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) ■可決(賛成7)
⑥議員提出議案 舟橋村議会委員会条例一部改正の件 ■可決(賛成7)

審議の結果

あとがき
某駅で市電に乗った。それなりに満員。しかたなく後部の方へ。すると端に座っていた女子高校生「私はもうすぐ降りますから、どうぞ」と言っって席を譲ってくれ。ではないか！
他人の親切であるから？何か複雑な思いで座る。
富山駅で女子高校生が降りる。
「ありがとう。あなたにも良いことがありますように！」とお礼を言う。女子高校生はにっこり笑って降りて行った。いよいよ、高齢者(?)に見えたのかな。
あるいは、疲れた様子だったのかな。
イヤーまいった。まいいけない。元気を出そう。出して行こう。(森・記)

議会広報特別委員会
委員長 森 弘秋
副委員長 竹島貴行
委員 前原英石
委員 杉田雅史

議会・議会だよりについて、みなさまのご意見・ご感想をお寄せください。